

安平町地域森林計画書 対照表

新計画 (案)	旧計画
<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>I の 2 の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。 (略)</p> <p>本町の総面積は 23,716ha で、森林面積は全てが民有林で <u>9,538</u>ha と総面積の 40% を占めており、内訳は一般民有林 <u>6,442</u>ha、道有林 3,096ha となっています。</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、(略) ～を設定します。</p> <p>さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン (水辺林タイプ)」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン (保護地域タイプ)」を、「<u>木材等生産林</u>」においては、<u>森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」</u>をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。</p> <p>【森林の区域と森林整備の基本方針】</p> <p>公益的機能別施業森林</p> <p>(略)</p>	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>I の 2 の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。 (略)</p> <p>本町の総面積は 23,716ha で、森林面積は全てが民有林で <u>9,551</u>ha と総面積の 40% を占めており、内訳は一般民有林 <u>6,519</u>ha、道有林 3,096ha となっています。</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、(略) ～を設定します。</p> <p>さらに「水涵養林」においては水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林については「生物多様性ゾーン (水辺林タイプ)」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林については「生物多様性ゾーン (保護地域タイプ)」を _____ それぞれの区域の中で重ねて設定します。</p> <p>【森林の区域と森林整備の基本方針】</p> <p>公益的機能別施業森林</p> <p>(略)</p>

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林については、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を示します。

(1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

ア 皆伐
(略)

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
		特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林については、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を示します。

(1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

ア 皆伐
(略)

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

(2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機関の走行等に必要集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) ~ (4)

(略)

3 その他必要な事項

(1) ~ (8)

(略)

(9) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積み込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

1 人工造林に関する事項

(略)

(1) 人工造林の対象樹種

(略)

(2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、~~伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することと~~します。

~~また、~~伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) ~ (4)

(略)

3 その他必要な事項

(1) ~ (8)

(略)

(新設)

第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

1 人工造林に関する事項

(略)

(1) 人工造林の対象樹種

(略)

(2) 人工造林の標準的な方法

(略)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) ~ (3)

(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

①気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

②早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林

③水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 人工造林の標準的な方法

(略)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) ~ (3)

(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(新設)

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

なお、当該森林は、主として人工林を対象とするとともに、天然下種更新に必要な母樹の賦存状況その他の自然条件や天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案して定めます。

特にカラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林において確実かつ早期に更新を図るため当該ゾーンの人工林を以下のとおり指定します。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効果的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

(新設)

(略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効果的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。_____

(2) 施業の方法

~~木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。~~

~~また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。~~

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針			区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針		
森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針	森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。	木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
	<p>上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林</p> <p>特に効率的な施業が可能な森林</p>	<p>上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。</p>			
<p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項</p> <p>(1) 路網密度の水準及びシステム</p> <p>効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。</p>			<p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項</p> <p>(1) 路網密度の水準</p> <p>効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。</p>		

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	<u>8.5</u> 以上	25以上
急傾斜地（ 30° ～ ）	架線系作業システム	<u>2.0（1.5）</u> 以上	<u>2.0（1.5）</u> 以上

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

（注2）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

（注3）『急傾斜地』の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

（2） 作業システムに関する基本的な考え方
（略）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

- （1） 基幹路網に関する事項
- ア 基幹路網の作設にかかる留意点
（略）
 - イ 基幹路網の整備計画
（略）

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	7.5 以上	25以上
急傾斜地（ 30° ～ ）	架線系作業システム	1.5（ ） 以上	1.5（ ） 以上

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

（注2）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

（新設）

（2） 作業システムに関する基本的な考え方
（略）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

- （1） 基幹路網に関する事項
- ア 基幹路網の作設にかかる留意点
（略）
 - イ 基幹路網の整備計画
（略）

【民有林・道有林】									
単位 延長：km 面積：ha									
開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線 名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道	林業 専用道	安平町	149 林 班 線	3.5-2		○		起点： 安平町 追分旭 終点： 安平町 追分旭

【民有林・道有林】									
単位 延長：km 面積：ha									
開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線 名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対 図 番 号	備考
該当なし									